

# 青森県資源管理指針

平成27年2月

青森県

# 目 次

|    |                              |    |
|----|------------------------------|----|
| 第1 | 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方 | 1  |
| 第2 | 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向           | 2  |
|    | 魚種別資源管理                      | 2  |
| 1  | ヒラメ                          | 2  |
| 2  | ウスメバル                        | 2  |
| 3  | マダラ                          | 3  |
| 4  | イカナゴ                         | 5  |
| 5  | マグロ                          | 6  |
| 6  | シラウオ                         | 6  |
| 7  | ワカサギ                         | 7  |
| 8  | スルメイカ                        | 8  |
| 9  | ヤリイカ                         | 9  |
| 10 | ミズダコ                         | 10 |
| 11 | ナマコ                          | 12 |
| 12 | ウバガイ（ホッキガイ）                  | 13 |
| 13 | シジミ                          | 14 |
| 14 | アワビ                          | 15 |
| 15 | ホタテガイ（地まき）                   | 16 |
| 16 | コンブ                          | 18 |
| 17 | ワカメ                          | 19 |
|    | 漁業種類別資源管理                    | 19 |
| 1  | 定置及び底建網漁業                    | 19 |
| 2  | さし網漁業                        | 21 |
| 3  | かご漁業                         | 22 |
| 4  | 一本釣漁業                        | 22 |
| 5  | はえ縄漁業                        | 23 |
| 6  | 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）          | 24 |
| 第3 | その他                          | 25 |
| 別紙 | 資源管理措置の履行確認について              | 27 |

※ 本指針では、定置漁業に小型定置を含むこととし、特に区分する必要がある場合、大型定置と小型定置を明記する。

## 青森県資源管理指針

平成23年3月30日制定

平成24年5月23日一部改正

平成27年2月24日一部改正

### 第1 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

- 1 本県の水産業は、生産量（平成25年）が16万6千トンで全国第6位、生産額（平成24年）が431億円で全国第10位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9,878人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。

しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くは資源量が低水準、減少傾向にあり、本県海域においても漁獲量が低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚であるヒラメの資源が増加するなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、本指針において示す資源管理措置を講じることとする。
- 4 また、本指針において示す資源管理措置の他、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画(平成15年3月10日公表)、日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画(平成15年7月1日公表)、マサバ太平洋系群資源回復計画(平成15年10月23日公表)、マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画(平成19年3月29日公表)、スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画(平成19年3月29日公表)、青森県ウスメバル資源回復計画(平成19年3月28日公表)、青森県イカナゴ資源回復計画(平成19年3月28日公表)及び青森県太平洋海域ヒラメ資源回復計画(平成20年3月24日公表)における管理措置については、平成27年度以降も従前通り実施することとし、さらには、公的規制や現状の資源管理を踏まえつつ、適切な管理措置を講じることとする。
- 5 なお、本指針における公的規制とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的規制であっても従来自主的に実施された資源管理のための取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的措置に移行したものについては、本

指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

## 第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

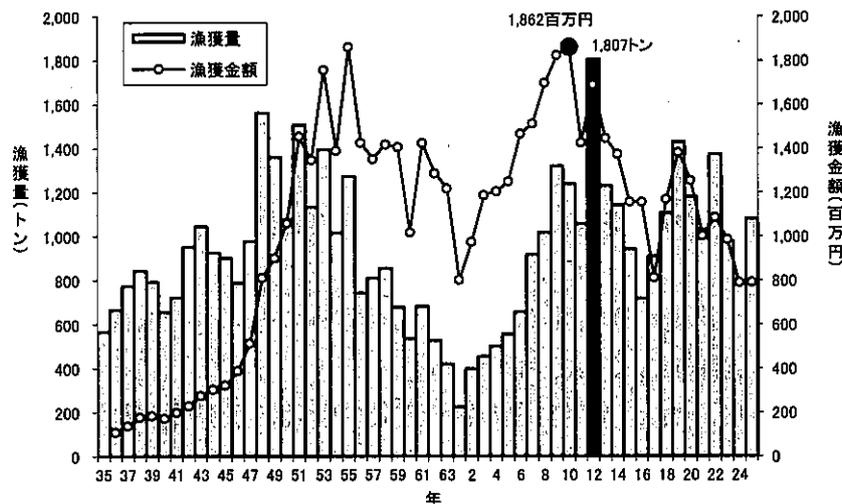
### 【魚種別資源管理】

#### 1 ヒラメ

##### (1) 漁獲と資源の状況

ヒラメは、ほぼ周年にわたって県内全域で漁獲される。日本海から津軽海峡西部にかけては5月～7月に底建網、一本釣で、陸奥湾から太平洋北部にかけては5月～7月及び11月～1月に定置網、底建網、さし網で、太平洋南部では9月～10月にさし網で、11月～5月に底びき網で主に漁獲される。

本県の漁獲量は、昭和52年から平成元年にかけて減少したが、その後増加し、平成12年に過去最高の1,807トン記録した。その後は717～1,429トンの範囲で変動しており、平成25年は1,080トンであった。



青森県におけるヒラメ漁獲量及び漁獲金額の推移

##### (2) 資源管理目標

青森県では、平成2年度に策定したひらめ資源管理指針などにより、全長35cm未満魚の再放流などで県内全域でのヒラメの資源管理を進めてきた。また、平成2年以降、年間200万尾の計画で種苗放流を行い、資源造成に取り組んでいる。

青森県における漁獲水準は中位であり、平成18年以降増減を繰り返しながら減少傾向にあることから、以下に示す管理措置の徹底を図ることにより、年間漁獲量1,000トンを維持することを目標とする。

##### (3) 資源管理措置

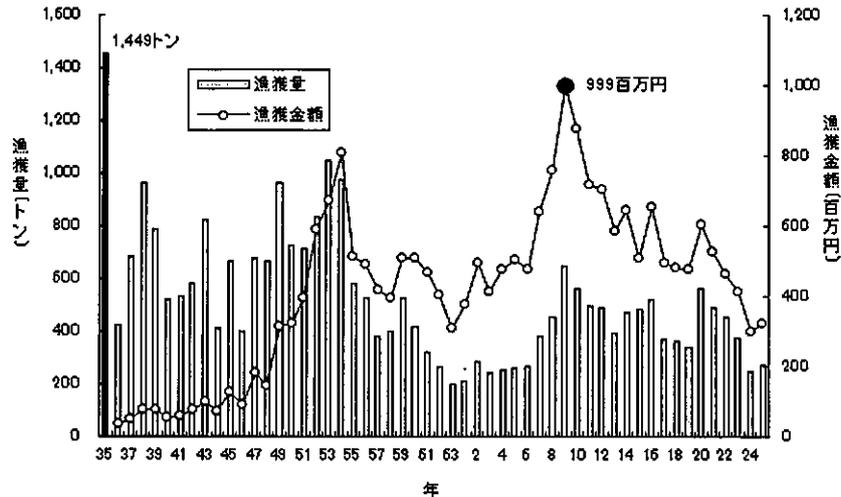
ヒラメ資源を漁獲対象とする、定置漁業、底建網漁業、さし網漁業、一本釣漁業及び小型機船底びき網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、後述する漁業種別資源管理により、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

## 2 ウスメバル

##### (1) 漁獲と資源の状況

青森県日本海側では6月～8月にさし網で、一本釣では周年漁獲され、盛漁期は5月～8月である。主に水深80～150mで漁獲される。太平洋・津軽海峡海域では釣り、太平洋北部では5月～6月に底建網により漁獲される。3～4歳から漁獲される。

漁獲量は昭和47年～昭和54年に600～1,000トンの漁獲があったが、その後減少した。平成9年に646トンにまで回復したが、再び減少した。平成25年は268トンと昭和62～平成6年の低水準期並の値であった。



青森県におけるウスメバル漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理目標

青森県では、青森県ウスメバル資源回復計画（平成19年3月28日公表）などにより小型魚の荷受け制限（日本海地区110g以下、津軽海峡地区90g以下）や休漁日の設定等でウスメバルの資源管理を進めてきた。また、魚礁及び増殖場の整備による漁場環境の保全により、ウスメバル資源の造成に取り組んでいる。

青森県における漁獲水準は低位であり、漁獲の動向は減少傾向であることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置の徹底を図ることにより、漁獲量を回復させることを目標とする。

## (3) 資源管理措置

ウスメバル資源を漁獲対象とする、定置漁業、底建網漁業、さし網漁業及び一本釣漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、後述する漁業種類別資源管理により、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

# 3 マダラ

## (1) 漁獲と資源の状況

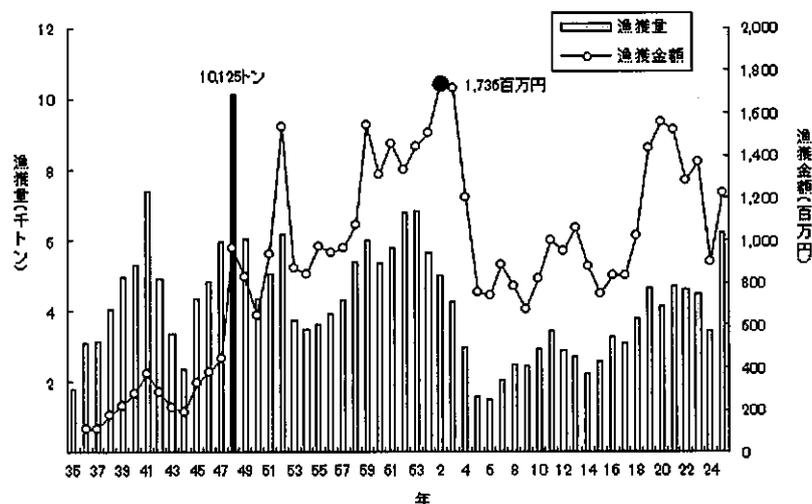
青森県では、全域で漁獲される。太平洋ではほぼ周年、日本海では夏場を除きほぼ周年、津軽海峡及び陸奥湾では12月～3月に漁獲される。太平洋では定置網、さし網、一本釣、はえ縄、底びき網などで、日本海では定置網、底建網、さし網、一本釣、底びき網などで、津軽海峡及び陸奥湾では、定置網、底建網、さし網などで漁獲される。

陸奥湾では産卵期前後の12月から2月にかけて主に定置網、底建網で漁獲される。陸奥湾の海水は、一般に津軽暖流が陸奥湾西岸寄りから流入し、冬季には東岸寄りから湾内で

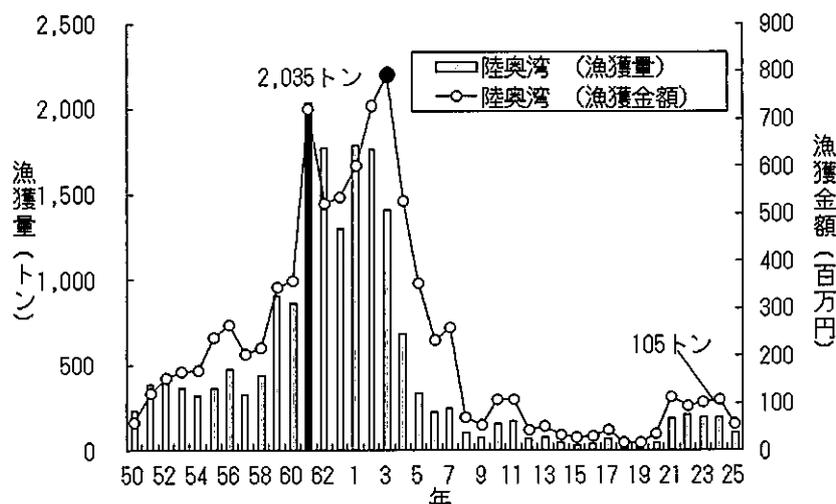
冷やされた水が流出する。そのためマダラが産卵のために回帰する「魚道」が東岸寄りに形成されやすいとされている。陸奥湾では3歳から漁獲される。

青森県における漁獲量は、昭和48年に10,125トンで最高となったが、その後減少し、平成6年には1,498トンで最低となった。その後は増加傾向で、平成25年は6,235トンと平成に入ってから過去最高であった。

陸奥湾における漁獲量は、昭和50年以降増加し、昭和61年の2,035トンを最高に平成3年まで1,300～2,000トンの漁獲であったが、それ以後減少を続け、平成18年には昭和50年以降最低の25トンまで落ち込んだ。平成25年は105トンと過去5ヶ年では最低であった。



青森県におけるマダラ漁獲量及び漁獲金額の推移



陸奥湾におけるマダラ漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理目標

青森県では、マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画（平成19年3月29日公表）などにより、陸奥湾地区の底建網漁業及び小型定置漁業や太平洋の沖合底びき網漁業による、放卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流等でマダラの資源管理を進めてきた。また、年間6万尾の計画で種苗放流を行い、資源造成に取り組んでいる。

青森県における漁獲水準は中位であり、漁獲の動向は増加傾向であるが、陸奥湾では低位

横ばいであることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

### (3) 資源管理措置

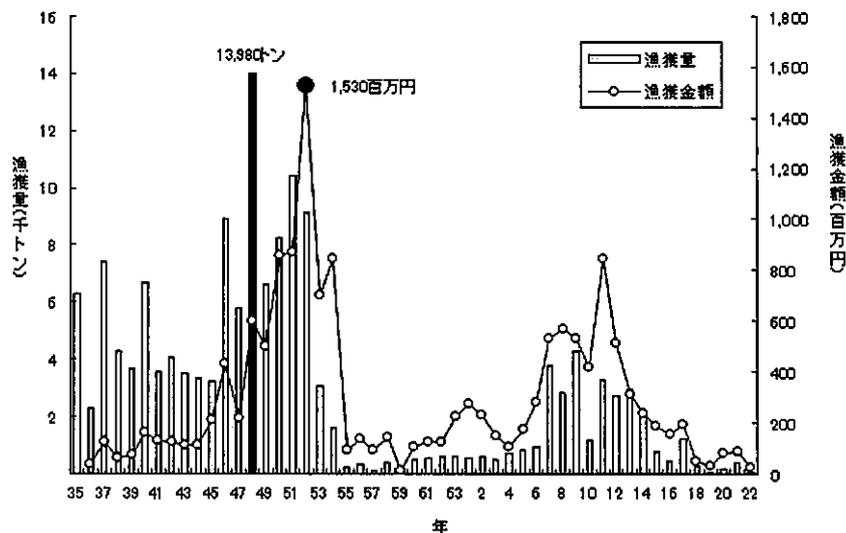
マダラ資源を漁獲対象とする、定置漁業、底建網漁業、さし網漁業、一本釣漁業、はえ縄漁業及び小型機船底びき網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、後述する漁業種類別資源管理により、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

## 4 イカナゴ

### (1) 漁獲と資源の状況

青森県陸奥湾及び津軽海峡海域では3月～5月に光力利用敷網及び定置網で、太平洋海域では4月～5月に光力利用敷網で主に漁獲される。当歳魚が漁獲対象となる。

漁獲量は昭和54年の1,606トンを最後に、昭和55年以降1,000トン以下の状況が続き、平成7年からは変動幅は大きいものの1,000トンを超える漁獲があった。しかし、近年は減少傾向にあり、平成25年は太平洋海域のみの9トンとほぼ皆無に近い状況であった。



青森県におけるイカナゴ漁獲量及び漁獲金額の推移

### (2) 資源管理目標

青森県では、青森県イカナゴ資源回復計画（平成19年3月28日公表）などにより漁期の短縮や操業統数の制限等でイカナゴの資源管理を進めてきた。

青森県における漁獲水準は低位であり、漁獲の動向は横ばい傾向であることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置に加えてさらなる措置を検討することにより、資源を回復させることを目標とする。

### (3) 資源管理措置

#### ① 光力利用敷網漁業（こうなご光力利用敷網漁業）

イカナゴ資源については、近年低位横ばいで推移しており、資源を増加させるため、光力利用敷網漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵

守るほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

1) 休漁の設定

② 小型定置漁業

イカナゴ資源を漁獲対象とする、小型定置漁業については、囲い網を使用しないことでイカナゴの当歳魚の漁獲を防ぐことが可能なことから、イカナゴの水揚げを自粛する。

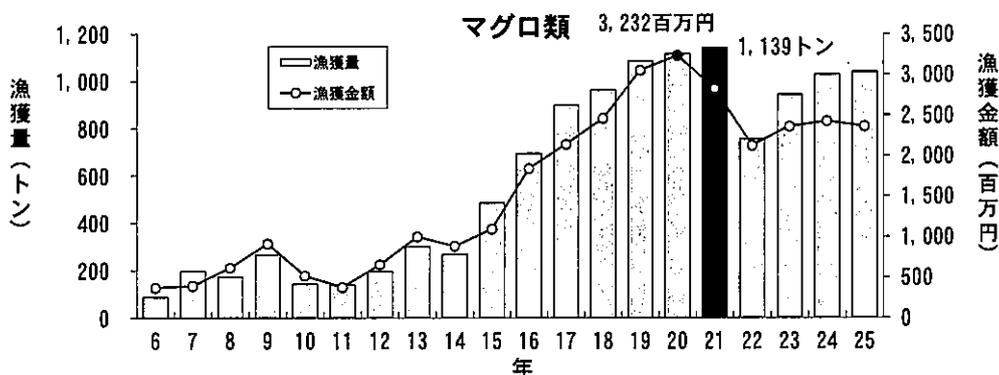
5 マグロ

(1) 漁獲と資源の状況

クロマグロの資源状況については、北太平洋まぐろ類国際科学委員会において、現在、1952年～2012年における推定資源量の最低レベルに近いと推定されている。現在の資源水準は低位、動向は減少と判断されている。

なお、青森県周辺で漁獲されるマグロ類の大半はクロマグロであり、青森県日本海、津軽海峡及び太平洋海域で一本釣、はえ縄、定置網により、5月から翌年1月にかけて漁獲される。

漁獲量は平成14年までは100～300トンと少なかったが、平成15年から増加し、平成21年の1,139トン进行ピークに、概ね1,000トン前後で推移しており、平成25年は1,039トンであった。



青森県におけるマグロ類の漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

青森県における漁獲水準は高位であり、漁獲の動向は横ばい傾向であるが、太平洋クロマグロの資源量は最低レベルに近いと推定されていることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、資源の回復を目標とする。

(3) 資源管理措置

クロマグロ資源を漁獲対象とする一本釣漁業、はえ縄漁業、定置漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、後述する漁業種別資源管理により、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

6 シラウオ

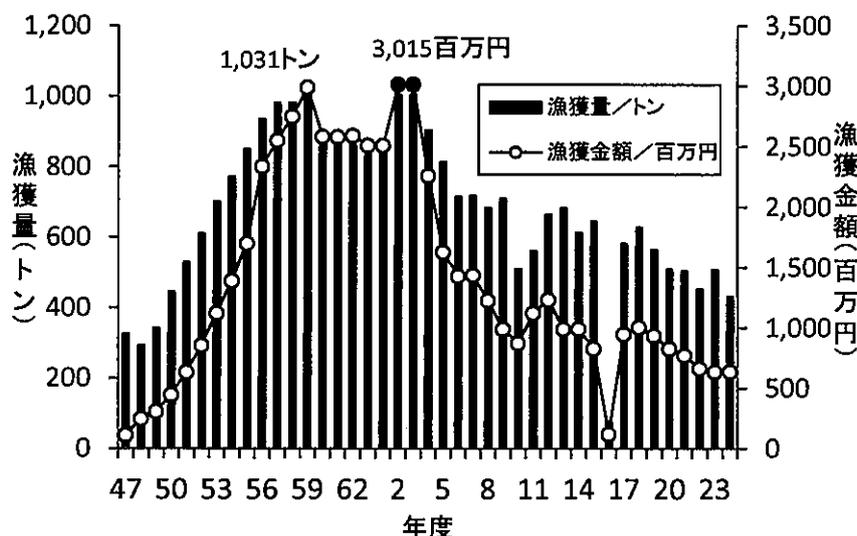
(1) 漁獲と資源の状況

小川原湖では、9月～3月にひき網や定置などで漁獲される。

小川原湖での漁獲量は昭和55年度から平成5年度まで、800トンを越す漁獲があった

が、その後は減少傾向となっている。

小川原湖では、平成16年度に漁獲量が急減したため、漁期途中から禁漁措置を取るなど資源管理の取り組みにより、平成18年度には629トンにまで回復したが、その後は再び減少傾向となっており、平成24年は432トンであった。



小川原湖におけるシラウオ漁獲量の推移

## (2) 資源管理目標

小川原湖では、小川原湖漁業協同組合で定める操業期間、操業時間、漁獲量制限及び休漁日などによりシラウオの資源管理を進めてきた。

小川原湖における漁獲水準は中位であるものの、漁獲の動向は減少傾向であることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、減少傾向に歯止めをかけることを目標とする。

## (3) 資源管理措置

### ① ひき網漁業（しらうお船曳網漁業）

シラウオ資源については、近年漁獲量が減少傾向で推移しており、減少傾向に歯止めをかけるため、ひき網漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 漁獲量制限（1日1隻あたり漁獲量の上限設定）

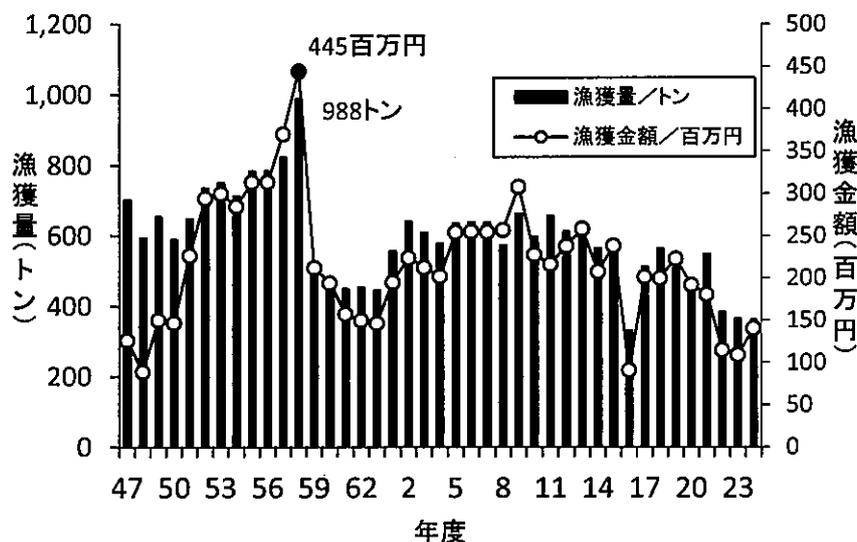
また、上記で定める資源管理措置の他、休漁日、禁漁期間の設定、操業時間の制限等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 7 ワカサギ

### (1) 漁獲と資源の状況

小川原湖では、9月～3月にひき網や定置網などで漁獲される。小川原湖での漁獲量は昭和58年度に最高となる988トン記録したが、翌年の昭和59年度には494トンにまで急減し、その後は450～660トンで推移した。平成16年度には331トンと漁獲量が急減したため、漁期途中から禁漁措置による資源管理を行い、平成17年度には512ト

ンにまで回復した。その後は横ばい傾向で推移していたが、平成22年度以降減少傾向にあり平成24年の漁獲量は361トンであった。



小川原湖におけるワカサギ漁獲量の推移

## (2) 資源管理目標

小川原湖では、小川原湖漁業協同組合で定める操業期間、操業時間、漁獲量制限及び休漁日などによりワカサギの資源管理を進めてきた。

小川原湖における漁獲水準は中位であり、漁獲の動向は減少傾向であるものの、これは藻類の異常繁殖により操業自粛した影響であることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

## (3) 資源管理措置

### ① ひき網漁業（わかさぎ船曳網漁業）

ワカサギ資源については、近年漁獲量が減少しているものの、今後とも資源を維持するため、ひき網漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

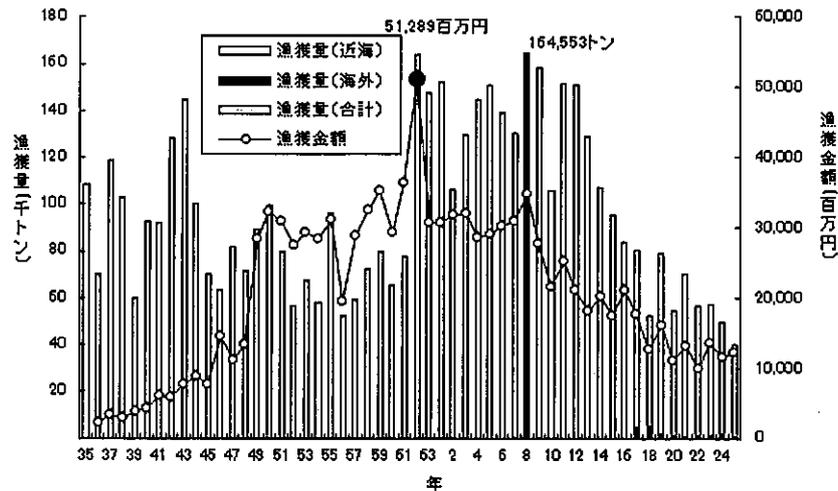
#### 1) 漁獲量制限（1日1隻あたり漁獲量の上限設定）

また、上記で定める資源管理措置の他、休漁日、禁漁期間の設定、操業時間の制限等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 8 スルメイカ

### (1) 漁獲と資源の状況

青森県沿岸では、5月～2月に釣り、定置網などで漁獲される。近海における主なスルメイカ資源のうち、秋季発生群の資源水準及び資源の動向は高位減少、冬期発生群は中位減少とされている（平成25年度我が国周辺水域の漁業資源評価、水産庁増殖推進部・独立行政法人水産総合研究センター）。平成17年以降の青森県近海でのスルメイカ漁獲量は、年変動はあるものの4万～8万トンで推移してきたが、平成25年は平成17年以降最低の39,303トンであった。



青森県におけるスルメイカ漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理目標

青森県では、青森県小型いか釣り漁業協議会で定める、漁獲量の上限及び休漁日などによりスルメイカの資源管理を進めてきた。

青森県における漁獲水準は中位であり、近年、漁獲の動向は隔年毎に増減を繰り返しながら減少傾向であり、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

## (3) 資源管理措置

### ① いか釣り漁業

スルメイカ資源については、高中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準を維持するため、いか釣り漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定

また、上記で定める資源管理措置の他、1日1隻あたり漁獲量の上限設定、光力上限制限等の資源管理措置についても、取組みの徹底を図ることにより、安定的な漁獲の確保に努めることとする。

なお、他道府県海域で操業する者にあつては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。

### ② 定置及び底建網漁業

スルメイカ資源を漁獲対象とする、定置漁業及び底建網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、後述する漁業種類別資源管理により、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

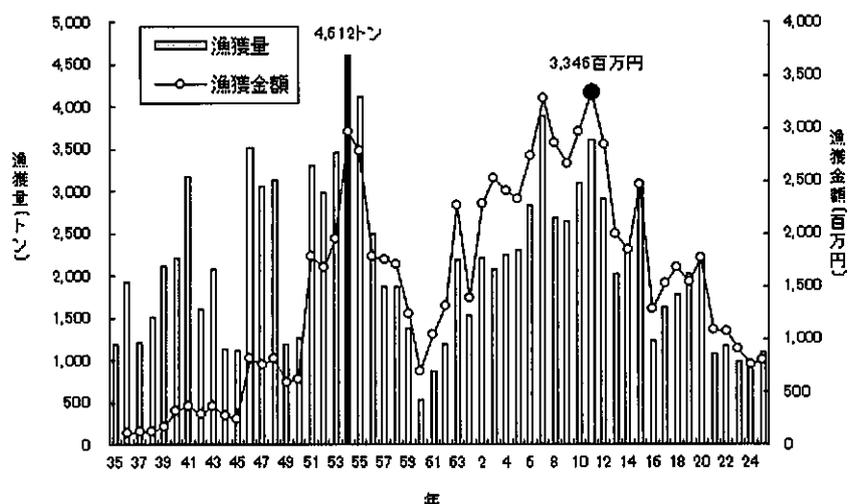
## 9 ヤリイカ

### (1) 漁獲と資源の状況

青森県沿岸では、11月～5月に底建網、定置網、底びき網、光力利用敷網などで主に漁

獲される。

漁獲量は、昭和60年に543トンで最低となって以降は増加に転じ、2,000～4,000トンで推移した。平成16年に1,238トンにまで落ち込んだ後は、再び増加傾向となったが、平成21年に1,000トン台に急減し、その後は1,000トン前後で推移している。平成25年は1,101トンであった。



青森県におけるヤリイカ漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理目標

青森県では、ヤリイカ産卵礁の設置等、漁場環境の整備によりヤリイカ資源の造成を進めてきた。

青森県における漁獲水準は低位であり、漁獲の動向は横ばい傾向であることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置の徹底を図ることにより、漁獲量を回復させることを目標とする。

## (3) 資源管理措置

### ① 光力利用敷網漁業（やりいか光力利用敷網漁業）

ヤリイカ資源については、近年漁獲量が低位横ばいで推移しており、漁獲量を回復させるため、光力利用敷網漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定

### ② 定置及び底建網漁業

ヤリイカ資源を漁獲対象とする、定置漁業及び底建網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、後述する漁業種別資源管理により、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

## 10 ミズダコ

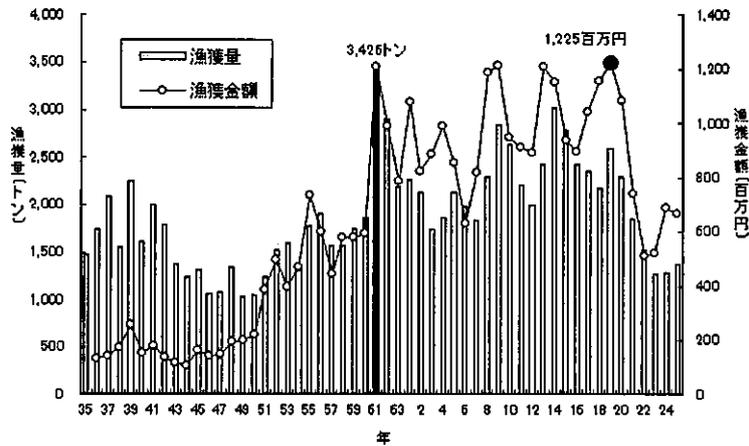
### (1) 漁獲と資源の状況

青森県では、タコたる流し、タコ籠、タコ箱、底建網、さし網などで漁獲され、ごく沿岸から水深80m付近で漁獲される。太平洋、日本海では底びき網でも漁獲される。2歳以降

から漁獲されるサイズとなる。

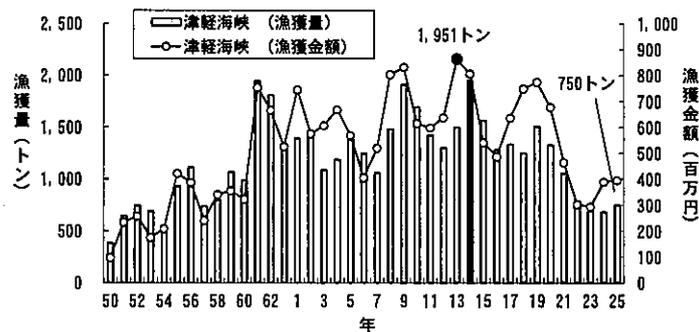
青森県における漁獲量は、昭和61年に3,426トンで最高となったが、その後減少し、平成3年には1,744トンまで減少した。その後は増加と減少を繰り返し、平成14年には3,023トンまで増加したが、それ以降減少傾向で、平成25年は1,371トンであった。

津軽海峡における漁獲量は、昭和50年代は概ね1,000トン以下であったが、昭和61年に1,945トンに急増した。その後、1,000～2,000トンの間で推移し、最近では平成14年のピーク以降減少傾向であり、平成25年は750トンと平成22年以降1,000トンを下回った状態にある。



青森県におけるミスダコ漁獲量及び漁獲金額の推移

※統計ではミスダコ以外のタコも含むが、大半がミスダコの数値。



青森県津軽海峡におけるミスダコ漁獲量及び漁獲金額の推移

※統計ではミスダコ以外のタコも含むが、大半がミスダコの数値。

## (2) 資源管理目標

青森県では、平成2年に青森県漁業協同組合連合会が主体となって定めた、小型個体の再放流、操業期間の制限などにより、ミスダコの資源管理を進めてきた。現在は日本海から太平洋北部地域のほぼ全域で、体重3kg未満個体の再放流と、休漁期間を7月1日から10月31日に定め、ミスダコの資源管理に取り組んでいる。

青森県における漁獲水準は低位であり、漁獲の動向は横ばいで推移していることから、現状の資源管理を踏まえつつ、本計画により以下に示す管理措置の徹底を図ることにより、漁獲量を回復させることを目標とする。

### (3) 資源管理措置

#### ① タコ籠・はえ縄・タコたる流漁業

ミズダコ資源については、近年漁獲量が低位で推移しており、漁獲量を回復させるため、タコ籠・はえ縄・タコたる流漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

##### 1) 休漁の設定

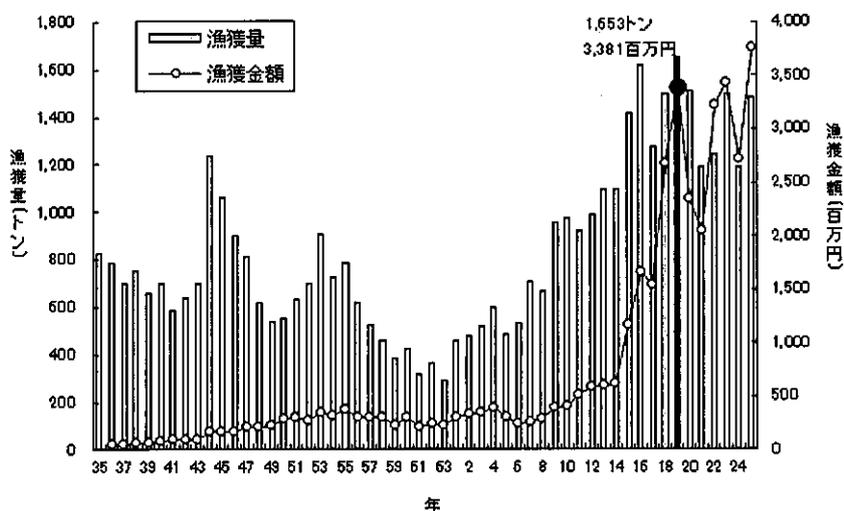
また、上記で定める資源管理措置の他、3kg未満個体再放流等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 1.1 ナマコ

### (1) 漁獲と資源の状況

青森県沿岸で漁獲されるナマコ類はマナマコが大半であり、そのほとんどが陸奥湾で、けた網、たもを使った底見、さし網、潜水器などで漁獲される。冬季が漁期の中心となっている。

漁獲量は、昭和63年の293トンから、平成19年の最高1,653トンまで急増した。その後は1,200～1,500トン台の範囲で推移しており、平成25年は1,507トンと高水準であった。



青森県におけるナマコ漁獲量及び漁獲金額の推移

### (2) 資源管理目標

青森県では、地先毎に自主的に定めた、操業時間、禁漁区、休漁日及び漁獲サイズ制限などにより、マナマコの資源管理を進めてきた。また、種苗放流を行い、資源造成に取り組んでいる。

青森県における漁獲水準は高位で、漁獲の動向は横ばいで推移していることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現在の漁獲量を維持することを目標とする。

### (3) 資源管理措置

#### ① けた網漁業 (なまこ雑けた網漁業)

マナマコ資源については、近年漁獲量が高位横ばいで推移しており、現状の漁獲量を維持するため、けた網漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定

また、上記で定める資源管理措置の他、漁獲量の上限設定、操業時間設定、操業区域設定、漁獲物規制、種苗放流、漁場整備等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

### ② 採貝漁業（なまこ採貝漁業）

マナマコ資源については、近年漁獲量が高位横ばいで推移しており、現状の漁獲量を維持するため、採貝漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定

また、上記で定める資源管理措置の他、漁獲量の上限設定、操業時間設定、操業区域設定、漁獲物規制、種苗放流、漁場整備等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

### ③ 潜水器漁業（なまこ潜水器漁業）

マナマコ資源については、近年漁獲量が高位横ばいで推移しており、現状の漁獲量を維持するため、潜水器漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定

また、上記で定める資源管理措置の他、漁獲量の上限設定、操業時間設定、操業区域設定、漁獲物規制、種苗放流、漁場整備等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

### ④ さし網漁業

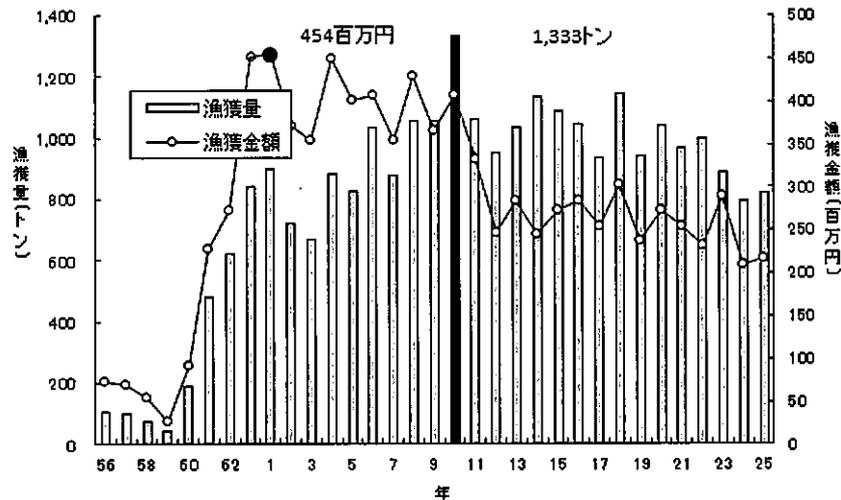
マナマコ資源を漁獲対象とする、さし網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、後述する漁業種類別資源管理により、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

## 1.2 ウバガイ（ホッキガイ）

### (1) 漁獲と資源の状況

青森県では、八戸市から六ヶ所村沿岸砂浜域において、けた網で漁獲される。ウバガイは砂の中に棲んでいるため、けたと呼ばれる爪のある漁具に袋網をつけて、海底をひっかくように曳いて漁獲する。近年は、貝を傷付けないようにポンプで水流を送り砂から掘り起すような噴流式のけた網が主流となっている。

青森県太平洋海域における漁獲量は、昭和60年以降増加傾向にあり、近年は1,000トン前後で推移している。平成25年の漁獲量は822トンであった。



青森県太平洋海域におけるウバガイ漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理目標

青森県では、三沢市漁協、百石町漁協、市川漁協、八戸みなと漁協の4漁協で組織する「北浜海域ほっき貝資源対策協議会」で定めた1日1隻あたりの漁獲量上限などにより、ウバガイの資源管理を進めてきた。

青森県太平洋海域における漁獲水準は中位であり、漁獲の動向は横ばい傾向であることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

## (3) 資源管理措置

### ① けた網漁業（ほっきがい雑けた網漁業）

ウバガイ資源については、近年漁獲量が安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するため、けた網漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 漁獲量制限（1日1隻あたり漁獲量の上限設定）

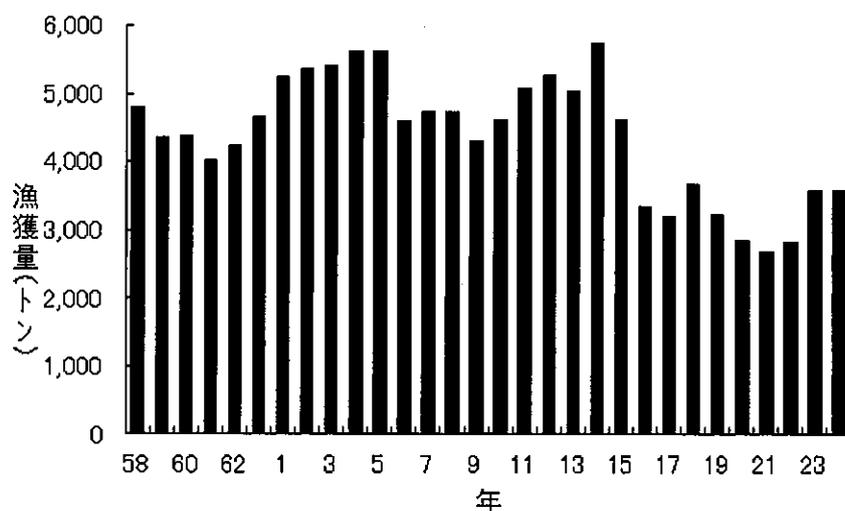
また、上記で定める資源管理措置の他、休漁日、禁漁期間の設定、操業時間の制限等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 1.3 シジミ

### (1) 漁獲と資源の状況

青森県内で漁獲されるシジミはヤマトシジミであり、その主産地は小川原湖と十三湖で、小川原湖では周年、十三湖では4～10月にじょれんで漁獲される。成長は個体差、地域差が大きく、小川原湖では満1年で殻長1mm程度に成長し、4～6年で漁獲されるサイズ（殻長約19mm以上）となる。

漁獲量は、平成15年までは4,000～5,000トンと安定していたが、平成16年以降減少傾向となっていたが、平成23年以降若干回復し平成24年は3,590トンであった。



青森県におけるシジミ漁獲量の推移

## (2) 資源管理目標

十三湖及び小川原湖では、湖ごとに自主的に定めた、操業時間、漁獲量制限及び休漁日などによりヤマトシジミの資源管理を進めてきた。小川原湖では、ヤマトシジミ資源造成のため、種苗放流を行っており、平成21年以降100億個を目標に種苗放流を実施している。

青森県における漁獲水準は中位であり、漁獲の動向は横ばい傾向であることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

## (3) 資源管理措置

### ① しじみ漁業 (じょれん)

ヤマトシジミ資源については、近年漁獲量が減少傾向で推移しており、減少傾向に歯止めをかけるため、しじみ漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定

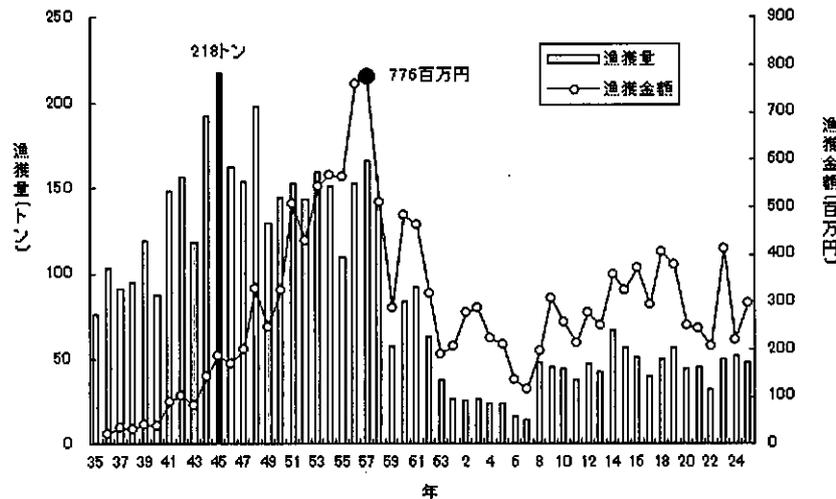
また、上記で定める資源管理措置の他、1日1隻あたり漁獲量制限、操業時間制限、漁具制限、休漁区の設定等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 1.4 アワビ

### (1) 漁獲と資源の状況

青森県沿岸で漁獲されるアワビ類の大半はエゾアワビであり、津軽海峡から太平洋沿岸で多く漁獲される。鉤や鉾を使った底見、潜水器によって冬季を中心に漁獲される。

漁獲量は、昭和45年に218トンで最高を記録し、このうち、昭和58年までは100トンを上回る漁獲があったが、異常低水温によるへい死が報告された昭和59年に急減した。その後天然発生の不調が続いたことなどにより、平成元年から7年間27トン以下に留まったが、平成8年以降は50トン前後で推移している。平成25年の漁獲量は49トンであった。



青森県におけるアワビ漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理目標

青森県では、地先毎に自主的に定めた、操業時間、禁漁区及び休漁日などによりエゾアワビの資源管理を進めてきた。また、年間250万個の計画で種苗放流を行い、資源造成に取り組んでいる。

青森県における漁獲水準は低位であるものの、平成8年以降、漁獲の動向は横ばい傾向で安定的に推移していることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

## (3) 資源管理措置

### ① 採貝漁業（あわび採貝漁業）

エゾアワビ資源については、近年漁獲量は安定的に推移していることから、現状の漁獲量を維持するため、採貝漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定

また、上記で定める資源管理措置の他、操業時間の制限、禁漁区の設定等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

### ② 潜水器漁業（あわび潜水器漁業）

エゾアワビ資源については、近年漁獲量は安定的に推移していることから、現状の漁獲量を維持するため、潜水器漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定

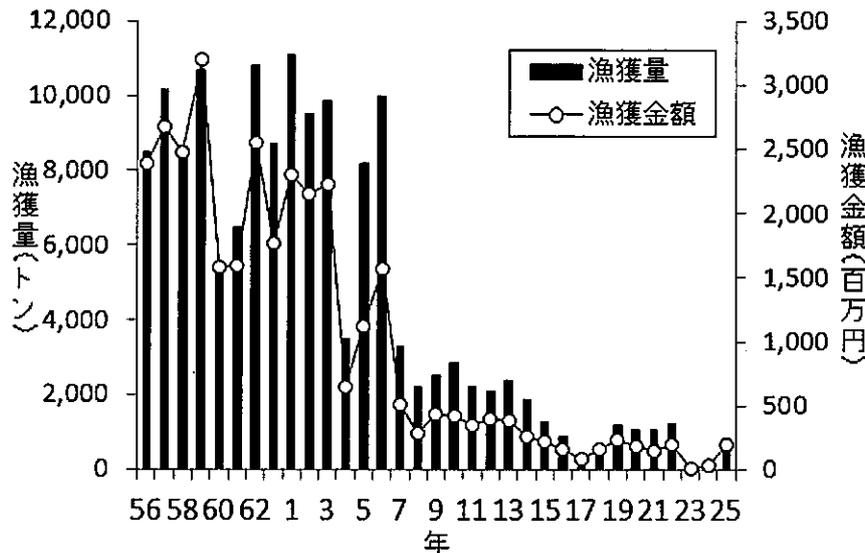
また、上記で定める資源管理措置の他、操業時間の制限、禁漁区の設定等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 1.5 ホタテガイ（地まき）

### (1) 漁獲と資源の状況

青森県におけるホタテガイの生産量は、近年、陸奥湾における養殖ホタテガイの生産量が大半を占めるが、地まきホタテガイは陸奥湾及び津軽海峡の一部地域で、けた網漁業により漁獲される。陸奥湾ではほぼ周年、津軽海峡では5月～8月を中心に漁獲される。

陸奥湾及び津軽海峡でのけた網漁業による漁獲量は、昭和56年から平成6年まで年変動はあるものの3,500～11,000トンの漁獲があったが、その後減少し、平成17年には、昭和56年以降最低となる394トンにまで減少した。平成23年は陸奥湾における高水温の被害により、漁獲が大幅に落ち込んだが、平成25年は866トンと高水温被害を受ける前年の8割まで回復している。



陸奥湾及び津軽海峡におけるけた網漁業でのホタテガイ漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理目標

青森県では、地先毎に自主的に定めた、操業時間、休漁区及び休漁日などにより地まきホタテガイの資源管理を進めてきた。また、年間5,000万個の計画で種苗放流を行い、資源造成に取り組んでいる。

平成22年の高水温の影響から脱却しつつあるものの、青森県における漁獲水準は依然として低位であることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

## (3) 資源管理措置

### ① けた網漁業（ほたてけた網漁業）

ホタテガイ資源については、平成22年の高水温で減少したが回復基調にあることから、引き続きけた網漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定

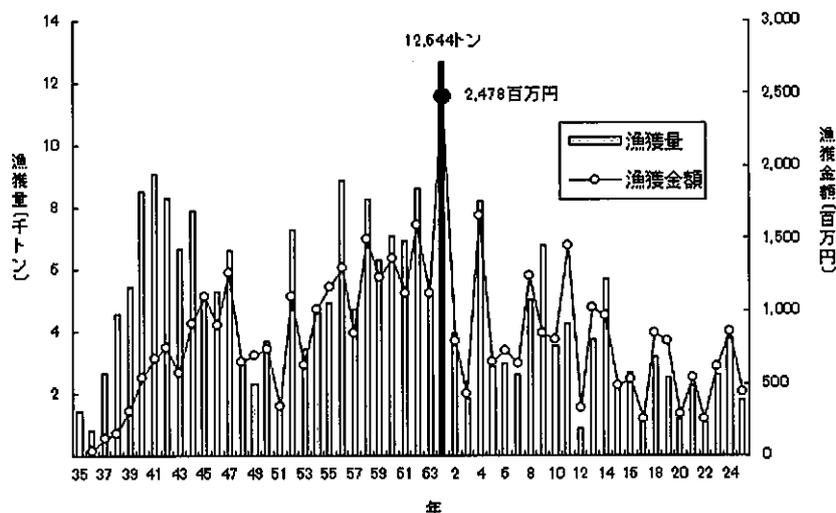
また、上記で定める資源管理措置の他、種苗放流等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 1.6 コンブ

## (1) 漁獲と資源の状況

青森県沿岸で漁獲されるコンブ類はほとんどがマコンブであり、津軽海峡で7月～12月に、太平洋海域で5月～12月に主に漁獲される。鉤を使った底見や、拾いコンブ漁などで漁獲される。

漁獲量は平成元年に12,644トン記録したが、その後は減少し、平成12年には890トンにまで落ち込んだ。平成14年には5,674トンにまで回復したが、再び減少し、平成22年は1,064トンまで落ち込んだものの、平成23～24年は2,500トンを上回り、平成25年は減少したが1,812トンであった。



青森県におけるコンブ漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理目標

青森県では、地先毎に自主的に定めた、操業時間、禁漁区、休漁日などにより、マコンブの資源管理を進めてきた。また、藻場造成や雑藻駆除などによる漁場環境の保全により、マコンブ資源の造成に取り組んでいる。

青森県における漁獲水準は低位であるものの、近年の漁獲の動向は1, 2年毎に豊漁不漁を繰り返していることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

## (3) 資源管理措置

### ① 採藻漁業（こんぶ漁業）

マコンブ資源については、近年漁獲量は安定的に推移していることから、現状の漁獲量を維持するため、採藻漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

#### 1) 禁漁期間の設定

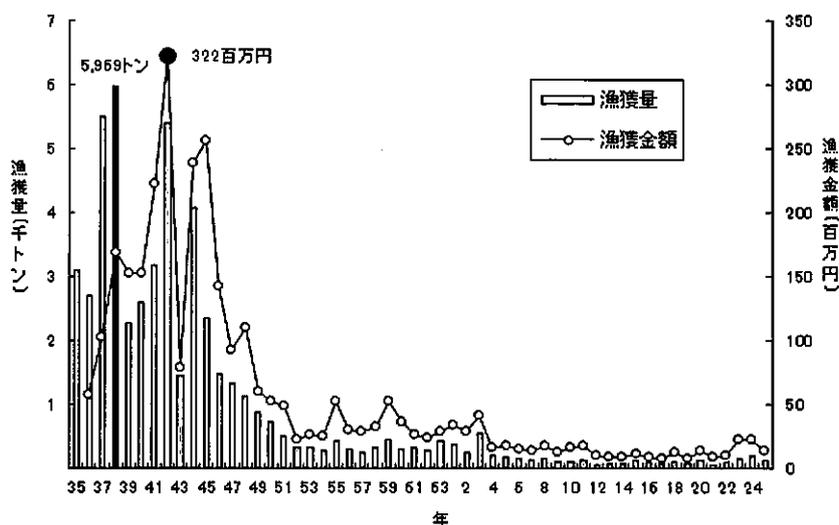
また、上記で定める資源管理措置の他、操業時間の制限等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 17 ワカメ

### (1) 漁獲と資源の状況

青森県では、1月～7月に主に漁獲される。鉤を使った底見などで漁獲される。

漁獲量は昭和38年に5,969トン記録したが、その後は減少し、昭和49年以降は1,000トン以下の漁獲量となっている。平成25年は120トンと過去5ヶ年平均並であった。



青森県におけるワカメ漁獲量及び漁獲金額の推移

(2) 資源管理目標

青森県では、地先毎に自主的に定めた、操業時間、休漁日などにより、ワカメの資源管理を進めてきた。また、藻場造成や雑藻駆除などによる漁場環境の保全により、ワカメ資源の造成に取り組んでいる。

青森県における漁獲水準は低位であるものの、近年の漁獲の動向は、横ばい傾向で安定的に推移していることから、現状の資源管理を踏まえつつ、以下に示す管理措置を行うことにより、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

① 採藻漁業 (わかめ漁業)

ワカメ資源については、近年漁獲量は安定的に推移していることから、現状の漁獲量を維持するため、採藻漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に取り組む必要がある。

1) 禁漁期間の設定

また、上記で定める資源管理措置の他、操業時間の制限等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

【漁業種類別資源管理】

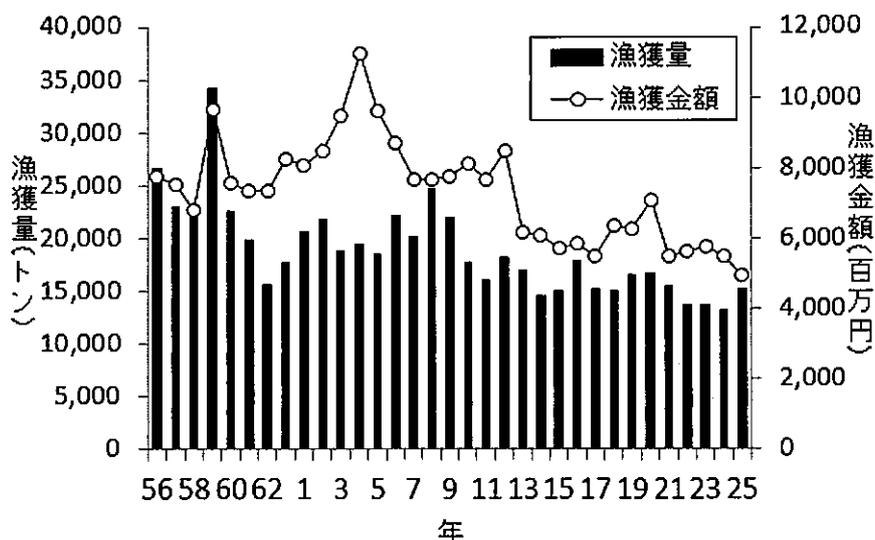
1 定置及び底建網漁業

(1) 漁獲の状況

定置及び底建網漁業については、サケ、スルメイカ、ブリ、ヒラメ、クロマグロなどを主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

る。

本県における定置及び底建網漁業の漁獲量は、昭和59年に最高となる34,227トン  
を記録したがその後減少し、昭和62年には15,656トンとなった。その後は、増減を  
繰り返しながら、平成8年には24,600トンにまで回復したが再び減少した。平成11  
年以降は15,000トン前後で安定的に推移していたが、平成22年から3ヶ年13,0  
00トン台に落ちたものの、平成25年の漁獲量は15,177トンと回復した。



青森県における定置及び底建網漁業漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理措置

定置及び底建網漁業については、サケ、スルメイカ、ブリ、ヒラメ、クロマグロなどを主  
な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しい。また、いずれの魚  
種も来遊状況によって漁獲量は年により大きく変動する。

一方、全体の漁獲量は近年減少傾向にあり、漁獲量の減少を食い止めるためには、漁業調  
整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守する他、自主的措置として下記の  
措置に取り組む必要がある。

1) 禁漁期間の設定

2) ヒラメ種苗放流

※ ヒラメが漁獲されない漁場、期間においては、2) ヒラメ種苗放流を除く。

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強度  
の資源管理に取り組む必要がある。

1) 休漁の設定(強度資源管理)

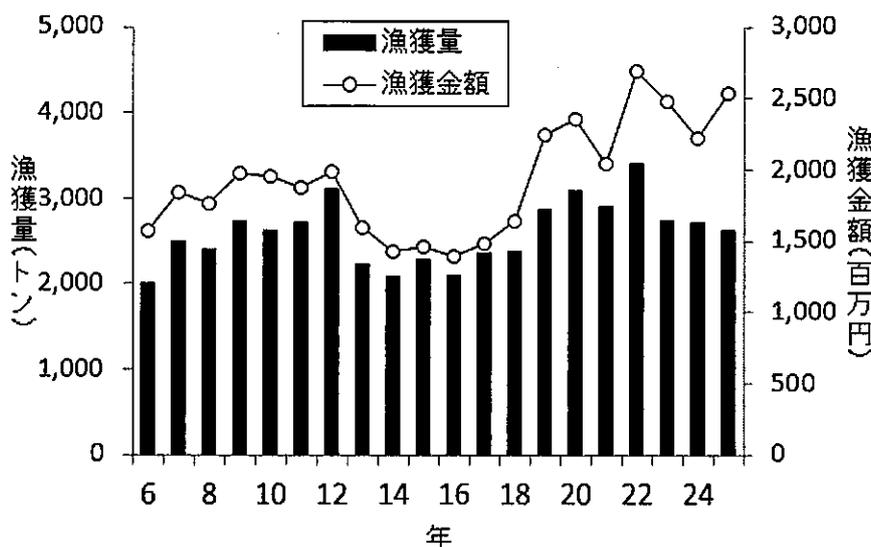
さらに、上記で定める資源管理措置の他、ヒラメ全長35cm未満魚再放流、マコガレイ  
全長20cm未満魚再放流、マガレイ全長15cm未満魚再放流(日本海地区)、マダラ放卵・  
放精後の親魚及び小型魚の再放流(陸奥湾地区)、マダイ当歳魚再放流(日本海地区)、キア  
ンコウ2kg未満魚再放流(風間浦村地区)、ミズダコ3kg未満個体再放流(日本海~太平  
洋北部地区)、陸奥湾湾口地区における小型定置の操業統数制限(青森県イカナゴ資源回復計  
画(平成19年3月28日公表))等の資源管理措置についても、従前通り取り組むほか、対象  
資源の水揚げ自粛についても検討し、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 2 さし網漁業

### (1) 漁獲の状況

さし網漁業については、マダラ、キアンコウ、マコガレイ、ナマコ、ヒラメなどを主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

本県におけるさし網漁業の漁獲量は、平成6年以降2,000～3,000トンで安定的に推移している。平成25年の漁獲量は2,619トンで、前年より増加した。



青森県におけるさし網漁業漁獲量及び漁獲金額の推移

### (2) 資源管理措置

さし網漁業については、マダラ、キアンコウ、マコガレイ、ナマコ、ヒラメなどを主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しい。また、いずれの魚種も資源量や加入状況によって漁獲量は年により大きく変動する。

一方、全体の漁獲量は近年安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守する他、自主的措置として下記の措置に取り組む必要がある。

1) 休漁の設定

2) ヒラメ種苗放流

※ ヒラメが漁獲されない漁場、期間においては、2) ヒラメ種苗放流を除く。

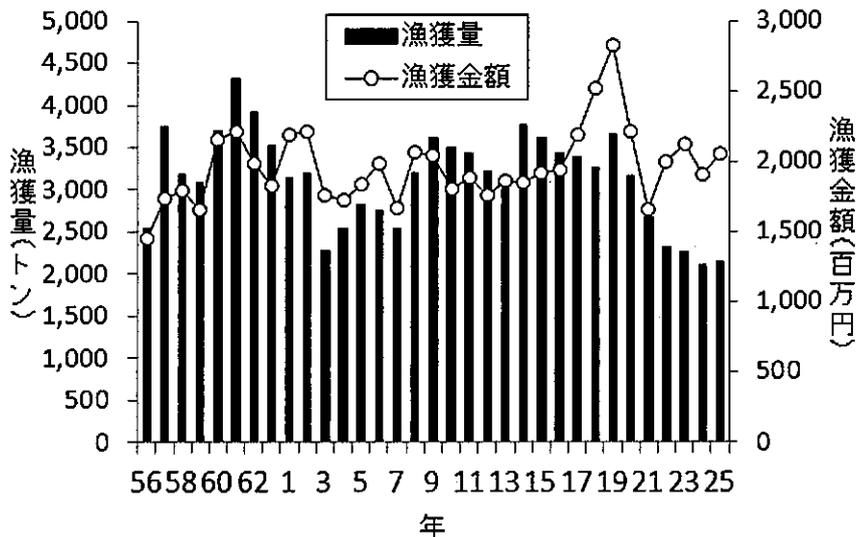
また、上記で定める資源管理措置の他、ヒラメ全長35cm未満魚再放流、ヒラメを対象とした区域規制（青森県太平洋海域ヒラメ資源回復計画（平成20年3月24日公表））、漁具制限、ウスメバル小型魚再放流（日本海地区：110g未満魚、津軽海峡地区：90g未満魚（青森県ウスメバル資源回復計画（平成19年3月28日公表））、キアンコウ2kg未満魚再放流（風間浦村地区）、ミズダコ3kg未満個体再放流（日本海～太平洋北部地区）等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

### 3 かご漁業

#### (1) 漁獲の状況

かご漁業については、タコ、カニ、ウニ、エビなどを主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

本県におけるかご漁業の漁獲量は、昭和61年に最高となる4,304トン記録したがその後減少し、平成3年には2,281トンとなった。その後は増加し、平成14年には3,765トンとなったが再び減少傾向となり、平成24年には過去最低の2,093トン記録し、平成25年の漁獲量も2,387トンと過去3番目に低い値であった。



青森県におけるかご漁業漁獲量及び漁獲金額の推移

※一部かご漁業以外の漁獲も含む。

#### (2) 資源管理措置

かご漁業については、タコ、カニ、ウニ、エビなどを主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しい。また、いずれの魚種も分布状況によって漁獲量は年により大きく変動する。

一方、全体の漁獲量は近年減少傾向で推移しており、減少傾向に歯止めをかけるためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守する他、自主的措置として下記の措置に取り組む必要がある。

##### 1) 休漁の設定

また、上記で定める資源管理措置の他、ミズダコ3kg未満個体再放流（日本海～太平洋北部地区）等の資源管理措置についても、従前通り取り組むほか、小型個体保護のための漁具改良の実施についても検討し、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

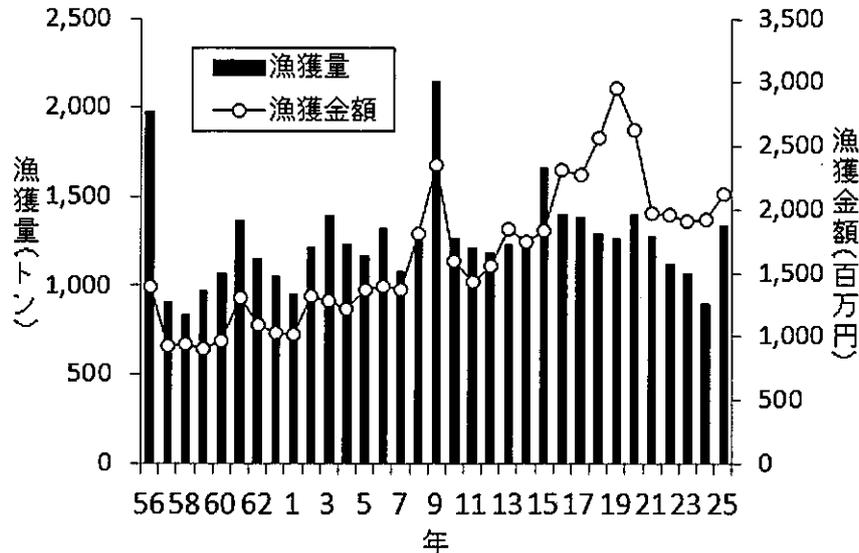
### 4 一本釣漁業

#### (1) 漁獲の状況

一本釣漁業については、クロマグロ、ウスメバル、ブリ、サクラマス、ヒラメなどを主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資

源管理措置を行うこととはせず、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

本県における一本釣漁業の漁獲量は、平成9年に最高となる2,149トン記録したがその後は概ね1,000トン前後で推移しており、平成25年の漁獲量は1,339トンであった。



青森県における一本釣漁業漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理措置

一本釣漁業については、クロマグロ、ウスメバル、ブリ、サクラマス、ヒラメなどを主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しい。また、いずれの魚種も来遊状況によって漁獲量は年により大きく変動する。

一方、漁獲水準は中位であるものの、漁獲の動向は減少傾向であることから、減少傾向に歯止めをかけるためには、広域漁業調整委員会指示を遵守する他、自主的措置として下記の措置に取り組む必要がある。

- 1) 休漁の設定
- 2) ヒラメ種苗放流

※ ヒラメが漁獲されない漁場、期間においては、2) ヒラメ種苗放流を除く。

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強度の資源管理に取り組む必要がある。

### 1) 休漁の設定 (強度資源管理)

さらに、上記で定める資源管理措置の他、ヒラメ全長35cm未満魚再放流、ウスメバル小型魚再放流 (日本海地区: 110g未満魚、津軽海峡地区: 90g未満魚 (青森県ウスメバル資源回復計画 (平成19年3月28日公表))、マコガレイ全長20cm未満魚再放流、キアンコウ2kg未満魚再放流 (風間浦村地区)、等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

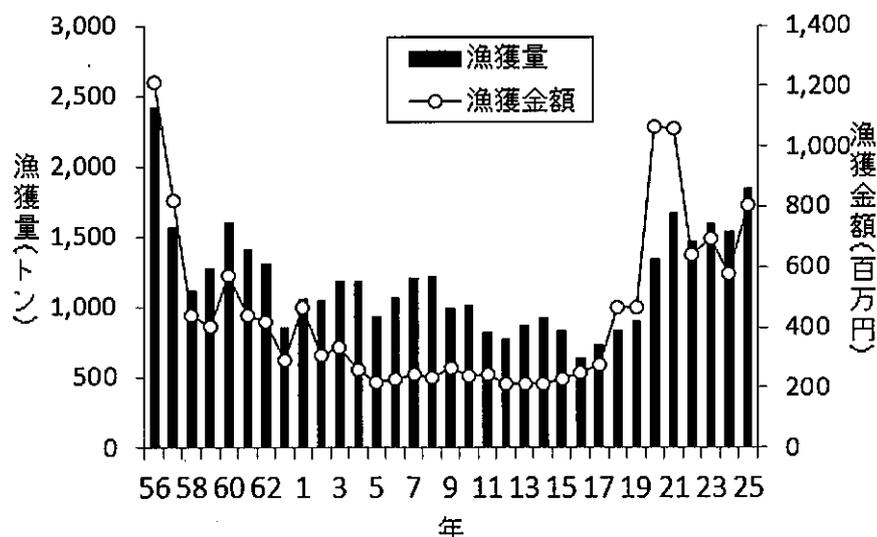
## 5 はえ縄漁業

### (1) 漁獲の状況

はえ縄漁業については、サメ類、クロマグロ、マダラなどを主な漁獲対象魚種とするが、

特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

本県におけるはえ縄漁業の漁獲量は、昭和56年に最高となる2,419トン記録したがその後減少傾向となり、平成16年には639トンにまで減少した。平成17年以降は再び増加し、平成25年の漁獲量は1,841トンであった。



青森県におけるはえ縄漁業漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理措置

はえ縄漁業については、サメ類、クロマグロ、マダラなどを主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しい。また、いずれの魚種も来遊状況によって漁獲量は年により大きく変動する。

一方、漁獲水準は中位であり、漁獲の動向は増加傾向であることから、今後ともこの傾向を維持するためには、漁業調整規則、海区及び広域漁業調整委員会指示を遵守する他、自主的措置として下記の措置に取り組む必要がある。

### 1) 休漁の設定

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強度の資源管理に取り組む必要がある。

#### 1) 休漁の設定 (強度資源管理)

さらに、上記で定める資源管理措置の他、ヒラメ全長35cm未満魚再放流、ウスメバル小型魚再放流(日本海地区:110g未満魚、津軽海峡地区:90g未満魚(青森県ウスメバル資源回復計画(平成19年3月28日公表))、キアンコウ2kg未満魚再放流(風間浦村地区)、ミズダコ3kg未満魚再放流(日本海~太平洋北部地区)等の資源管理措置についても、従前通り取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

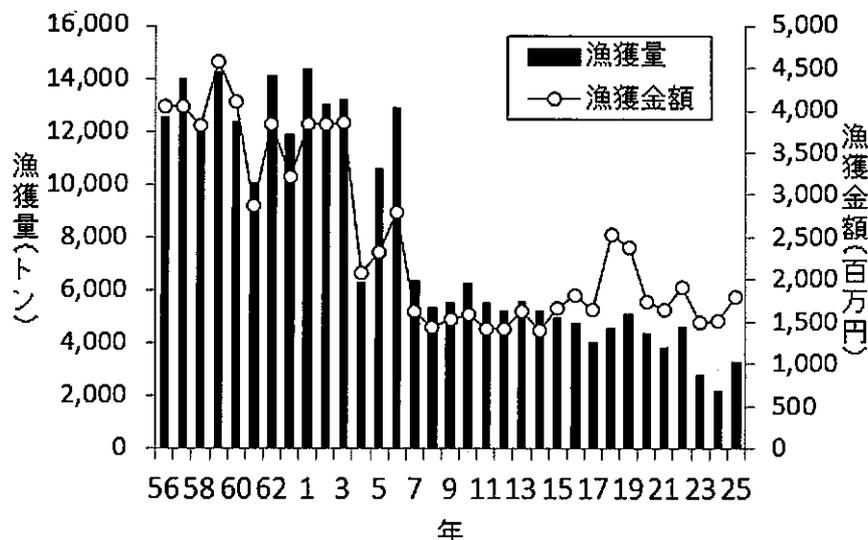
## 6 小型機船底びき網漁業(手繰り第一種漁業)

### (1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業については、ヒラメ、マダラなどを主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととは

せず、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講じることとする。

本県における小型機船底びき網漁業の漁獲量は、平成元年に最高となる14,369トン  
を記録したがその後は減少し、平成4年には6,320トンとなった。平成6年には12,  
875トンにまで回復したが再び減少し、平成7年以降、年変動はあるものの3,000～  
6,000トンで推移している。平成25年の漁獲量は3,265トンであった。



青森県における小型機船底びき網漁業漁獲量及び漁獲金額の推移

## (2) 資源管理措置

小型機船底びき網漁業については、ヒラメ、マダラなどを主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しい。また、いずれの魚種も来遊状況によって漁獲量は年により大きく変動する。

一方、全体の漁獲量は近年減少傾向にあり、漁獲量の減少を食い止めるためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守する他、自主的措置として下記の措置に取り組む必要がある。

- 1) 休漁の設定
- 2) ヒラメ種苗放流

また、上記で定める資源管理措置の他、ヒラメ全長35cm未満魚再放流、漁具規制、区域規制、操業時間制限等の資源管理措置の徹底を図ることにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

## 第3 その他

- 1 本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合は、同計画に記載される資源管理措置について、各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、青森県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については、漁獲量把握システムも合わせて活用することとする。

なお、本指針に記載していない自主的資源管理措置についても、従前通り取組を継続し、適切な管理措置を怠ってはならない。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

- 2 本指針で使用する漁獲量及び漁獲金額データは、青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）出典である。なお、シラウオ及びワカサギ漁獲量は小川原湖漁協調べ、シジミ漁獲量は漁業・養殖業生産統計年報（農林水産省統計部）出典及び小川原湖、十三、車力漁協調べである。

別紙

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとし、併せて漁獲量把握システムを活用するものとする。

| 資源管理措置  | 履行確認手段   |
|---------|--|
| 休漁・禁漁期間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業日誌</li> <li>・ 市場荷受伝票</li> <li>・ 漁協仕切伝票</li> </ul> <p>※操業日誌と市場荷受伝票若しくは漁協仕切伝票を合わせて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係船又はドックにて休漁している漁船の写真（係船休漁の場合）</li> </ul> |
| 漁獲量規制   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業日誌</li> <li>・ 市場荷受伝票</li> <li>・ 漁協仕切伝票</li> </ul> <p>※操業日誌と市場荷受伝票若しくは漁協仕切伝票を合わせて提出すること。</p>   |
| 種苗放流    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種苗放流に要した経費を負担した証拠書類</li> <li>・ 種苗放流、中間育成に参加した証拠書類</li> </ul>  |

